

製品安全データシート

1. 化学物質等および会社情報

| | |
|-------|---------------------|
| 製品名 | シャーププライマーP-15 |
| 会社名 | シャープ化学工業株式会社 |
| 住所 | 大阪府堺市西区築港浜寺西町 13-12 |
| 担当部門 | 品質保証課 |
| T E L | 072-268-0322 |
| 制定・改訂 | 2009年6月12日 |

2. 危険・有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

| | |
|-------|-----|
| 引火性液体 | 区分2 |
|-------|-----|

健康に対する有害性

| | |
|-----------------|---|
| 急性毒性（経口） | 区分外 |
| 急性毒性（経皮） | 区分外 |
| 急性毒性（吸入：ガス） | 分類対象外 |
| 急性毒性（吸入：蒸気） | 区分4 |
| 急性毒性（吸入：粉塵、ミスト） | 区分4 |
| 皮膚腐食性／刺激性 | 区分3 |
| 眼に対する重篤な損傷／眼刺激性 | 区分2 |
| 呼吸器感作性 | 区分外 |
| 皮膚感作性 | 分類できない |
| 生殖細胞変異原性 | 区分外 |
| 発がん性 | 区分外 |
| 生殖毒性 | 区分1 |
| 標的臓器／全身毒性（単回暴露） | 区分1（中枢神経系、呼吸器系、肝臓、腎臓） 区分2（肺） 区分3（気道刺激性、麻酔作用） |
| 標的臓器／全身毒性（反復暴露） | 区分1（呼吸器、神経系） |
| 吸引性呼吸器有害性 | 区分外 |

環境に対する有害性

| | |
|-------------|-----|
| 水生環境有害性（急性） | 区分3 |
| 水生環境有害性（慢性） | 区分3 |

GHSラベル要素

【絵表示またはシンボル】



【注意喚起語】

危険

【危険有害性情報】

引火性の高い液体及び蒸気

吸入すると有害

軽度の皮膚刺激

強い眼刺激

生殖能または胎児への悪影響のおそれ

中枢神経系、呼吸器系、肝臓、腎臓の障害

肺の障害のおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

眠気やめまいのおそれ

長期にわたるまたは反復暴露による呼吸器、神経系の障害

水生生物に有害

長期的影響により水生生物に有害

【注意書き】

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙

この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。

保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。

屋外または換気の良い場所で使用すること。

静電気放電に対する予防を講ずること。

防爆型の電気機器/換気装置/照明器具を使用すること。

蒸気を吸入しないこと。

取扱い後は良く手を洗うこと。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

環境への放出を避けること。

火災の場合はABC粉末消火器、二酸化炭素、泡消火器を使用すること。

皮膚または髪に付着した場合、皮膚を多量の水と石鹼で洗うこと。刺激が生じた場合医師の診断を受けること。

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは医師の診断を受けること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合は外すこと。医師の診断を受けること。

直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管すること。

内容物/容器を廃棄する場合は、該当法規に従い、都道府県知事に許可された産業廃棄物処理業者に委託すること。

使用済みの容器は、他の用途に使用しないで適正に廃棄すること。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区分 混合物
 一般名 溶剤型プライマー

主な成分及び含有量

| 成分 | CAS NO. | 含有率(%) | 官報公示整理番号 (化審法) |
|---------|-----------|--------|-------------------|
| 酢酸ブチル | 123-86-4 | 50-60 | 2-731 |
| キシレン | 1330-20-7 | 1-5 | 3-3 |
| エチルベンゼン | 100-41-4 | 1-5 | 3-28 |

4. 応急処置

| | |
|------------------|---|
| 目に入った場合 | 直ちに清浄な多量の水で最低 15 分間洗い流す。速やかに専門医の手当てを受ける。 |
| 皮膚に付着した場合 | 付着物を布にてすばやく拭き取る。 大量の水で洗い流す。洗い流してから水と石鹼で皮膚を洗浄する。 外観に変化が見られたり、痛みがある場合には専門医の手当てを受ける。 |
| 吸入した場合 | 蒸気を大量に吸い込んだ場合には、被災者を直ちに新鮮な空気のある場所に移し暖かく安静にする。呼吸が不規則かとまってる場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに専門医の手当てを受ける。 |
| 飲み込んだ場合 | 安静にして直ちに医師の診察を受ける。口をすすぐこと。 |
| 最も重要な兆候および症状 | 特になし |
| 応急措置をする者の保護 | 火気に注意する。有機溶剤用の防毒マスクがあればそれを着用する。 |
| 予想される急性症状及び遅発性症状 | 吸入すると、咳、咽頭痛、し眠、頭痛、吐き気、意識喪失。皮膚に触れると、皮膚の乾燥、発赤。眼に接触すると、初赤、痛み。飲み込むと、腹痛、咽頭痛、吐き気。 |
| 医師に対する特別注意事項 | 情報なし |

5. 火災時の処置

使用可能消火剤 ABCまたはBC型粉末消火器、二酸化炭素、泡消火剤

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>使用してはならない消火剤 火災時特有の危険有害性</p> | <p>棒状の水 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。 極めて燃え易い、熱、火花、火災で容易に発火する。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 引火性の高い液体及び蒸気。</p> |
| <p>特有の消火方法</p> | <p>適切な保護具を着用する。 可燃性のものをすばやく周囲から取り除く。 指定の消火器を使用すること。 火災の現場に容器があると破裂する恐れがあるので、消火活動には十分に距離をとること。</p> |
| <p>消火を行なう者の保護</p> | <p>消火者は必ず適切な保護具を着用し、空気呼吸器などを装備する。</p> |

6. 漏出時の処置

| | |
|------------------------------|---|
| <p>人体に対する注意事項、保護具および緊急措置</p> | <p>曝露防止のため、作業の際には適切な保護具を着用する。 付近の着火源、高温体および付近の可燃物をすばやく取除き、風下の人を避難させ、関係者以外の立ち入りを禁止する。 着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。 回収作業においては、火花を発生しない材質の用具を用いて回収する。 密閉された場所に立ち入る前に換気をすること。</p> |
| <p>環境に対する注意事項</p> | <p>漏出液を下水や側溝等に流してはならない。 少量漏出の場合にはウエス等に吸収させて回収する。 大量漏出の場合、着火源を断ち蓋付きの容器に回収する。</p> |

7. 取扱いおよび保管上の注意

| | |
|---------------------------|--|
| <p>取扱い 技術的対策</p> | <p>周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 皮膚、粘膜、着衣に触れたり、目に入らないように適切な保護具を着用する。</p> |
| <p>局所排気・全体換気 注意事項</p> | <p>局所排気装置、全体排気装置のある換気の良い場所で取り扱う。 密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置をつけ適切な保護具を着用して作業する。 取扱い後は手洗い等を十分に行ない、衣服に付着した場合は着替える。</p> |

保管条件
 冷所、換気のよい場所で貯蔵すること。
 幼児の手の届かない所に置くこと。
 直射日光を避ける。
 火気、熱源から遠ざける。

8. 暴露防止処置

| 物質名 | 管理濃度 | 日本産業衛生学会 | ACGIH |
|---------|--------|----------|------------|
| 酢酸ブチル | 150ppm | 100ppm | TWA 150ppm |
| キシレン | 50ppm | 50ppm | TWA 100ppm |
| エチルベンゼン | — | 100ppm | TWA 100ppm |

設備対策

取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものを置かないような設備とすること。
 密閉場所で作業する場合には、排気装置を取り付けること。
 防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講じること。
 貯蔵ないし取り扱う作業場に洗眼器と安全シャワーを設置すること。

保護具

眼の保護 保護眼鏡を着用する。
 皮膚の保護 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
 呼吸器系の保護 有機ガス用防毒、防塵マスクを着用する。
 密閉された場所では送気マスクを着用する。

9. 物理および化学的性質

| | 内容物 | |
|----|---|--|
| 状態 | 液体 | |
| 臭気 | 刺激臭 | |
| pH | データなし | |
| 融点 | データなし | |
| 沸点 | 120~125°C (酢酸ブチルとして) 144°C (キシレンとして) 136°C (エチルベンゼンとして) | |

| | | |
|--------------|--|--|
| 引火点 | 24℃ | |
| 発火点 | 450℃ | |
| 爆発範囲 | 下限 1.7vol%、上限 7.6vol% (酢酸ブチルとして) 下限 1.1vol%、上限 7.0vol% (キシレンとして) 下限 1.0vol%、上限 7.8vol%(エチルベンゼンとして) | |
| 蒸気圧 | 6.75mmHg (20℃) (エチルベンゼンとして) | |
| 蒸気密度 | データなし | |
| 比重 | 1.00 | |
| 溶解性 | 有機溶剤に可溶 | |
| オクタノール／水分配係数 | データなし | |
| 分解温度 | データなし | |
| その他 | データなし | |

10. 安定性および反応性

| | |
|------------|------------------------------------|
| 安定性 | 通常取り扱い条件では安定 |
| 危険有害反応性 | 引火性である |
| 避けるべき条件 | 火気、熱源を避ける |
| 危険有害な分解生成物 | 火災時の燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などの有害ガスが発生する。 |

11. 有害性情報

| | | |
|------------------|---------|-----------------------|
| 急性毒性 (経口) | 酢酸ブチル | LD50 14013mg/kg (区分外) |
| | キシレン | LD50 3500mg/kg (区分5) |
| | エチルベンゼン | LD50 3500mg/kg (区分5) |
| 急性毒性 (経皮) | 酢酸ブチル | LD50 17600mg/kg (区分外) |
| | キシレン | 分類できない |
| | エチルベンゼン | LD50 15400mg/kg (区分外) |
| 急性毒性 (吸入：蒸気) | 酢酸ブチル | LC50 9.46mg/L (区分3) |
| | キシレン | LC50 29.0mg/L (区分外) |
| | エチルベンゼン | LC50 17.2mg/L (区分外) |
| 急性毒性 (吸入：粉塵、ミスト) | 酢酸ブチル | LC50 1.85mg/L (区分4) |
| | キシレン | 分類できない |
| | エチルベンゼン | 分類できない |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 酢酸ブチル | 区分3 |

| | | |
|-------------------|---------|-------------------------------------|
| | キシレン | 区分 2 |
| | エチルベンゼン | 区分 3 |
| 眼に対する重篤な損傷性/刺激性 | 酢酸ブチル | 区分 2B |
| | キシレン | 区分 2A |
| | エチルベンゼン | 区分 2B |
| 呼吸器感作性または皮膚感作性 | 酢酸ブチル | 呼吸器感作性：区分外 皮膚感作性：分類できない |
| | キシレン | 呼吸器感作性：分類できない 皮膚感作性：分類できない |
| | エチルベンゼン | 呼吸器感作性：分類できない 皮膚感作性：分類できない |
| 生殖細胞変異原性 | 酢酸ブチル | 分類できない |
| | キシレン | 区分外 |
| | エチルベンゼン | 区分外 |
| 発がん性 | 酢酸ブチル | 分類できない |
| | キシレン | 区分外 |
| | エチルベンゼン | 区分 2 |
| 生殖毒性 | 酢酸ブチル | 区分外 |
| | キシレン | 区分 1B |
| | エチルベンゼン | 区分 1B |
| 特定標的臓器/全身毒性（単回曝露） | 酢酸ブチル | 区分 1（中枢神経）、区分 2（肺） 区分 3（気道刺激性） |
| | キシレン | 区分 1（呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓） 区分 3（麻酔作用） |
| | エチルベンゼン | 区分 2（中枢神経系） 区分 3（気道刺激性） |
| 特定標的臓器/全身毒性（反復曝露） | 酢酸ブチル | 分類できない |
| | キシレン | 区分 1（呼吸器、神経系） |
| | エチルベンゼン | 分類できない |
| 吸引性呼吸器有害性 | 酢酸ブチル | 分類できない |
| | キシレン | 区分 2 |
| | エチルベンゼン | 区分 1 |

12. 環境影響情報

| | | |
|-------------|---------|------|
| 水生環境有害性（急性） | 酢酸ブチル | 区分 3 |
| | キシレン | 区分 2 |
| | エチルベンゼン | 区分 1 |

| | | |
|-------------|---------|-----|
| 水生環境有害性（慢性） | 酢酸ブチル | 区分外 |
| | キシレン | 区分2 |
| | エチルベンゼン | 区分外 |

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 都道府県条例に基づく焼却処分か、許可を受けた廃棄物処理業者に委託する
 汚染容器・包装 内容物を使い切ってから分別廃棄する。

14. 輸送上の注意（取扱いおよび保管上の注意を参照のこと）

陸上輸送 消防法、道路法等に定められている運送方法に従う。
 海上輸送 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
 航空輸送 航空法に定められている運送方法に従う。
 国連分類 3
 国連番号 1993
 特別の安全対策 転倒、落下並びに損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15. 主な適用法規

消防法 危険物第4類第2石油類 危険等級Ⅲ
 労働安全衛生法 表示対象物質：酢酸ブチル、キシレン
 通知対象物質：酢酸ブチル、キシレン、エチルベンゼン
 有機溶剤中毒予防規則
 第二種有機溶剤：酢酸ブチル、キシレン
 船舶安全法 引火性液体類
 航空法 引火性液体
 化学物質管理促進法 第一種指定化学物質 政令番号 80 キシレン
 政令番号 53 エチルベンゼン
 毒物及び劇物取締法 劇物（キシレン）

16. その他

記載内容については現時点で入手した資料に基づいて作成しておりますが、記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取り扱いには注意してください。なお、記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。